茅ヶ崎市監査委員告示第７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和８年１０月１５日

茅ヶ崎市監査委員　　成田　博隆
同　　鈴木　善治
同　　山﨑　広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1　監査の種類
財務監査（定期監査）

2　監査の対象
企画政策部

3　監査の着眼点
(1) 財務に関する事務は法令等に適合し、適正に行われているか。
(2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
(3) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、経済的、効率的、効果的に行うよう努めているか。
(4) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

4　監査の実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5　監査の実施期間
令和８年７月１５日（水）から１０月２日（金）まで

6　監査の結果
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

（１）　秘書課
＜ホノルルフェスティバル出展事業補助金＞
茅ヶ崎市企画政策部秘書課所管に係る補助金交付要綱の別表では、ホノルルフェスティバル出展事業補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後１月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後１月以内に交付されていませんでした。

（２）　総合政策課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われて

いました。

（３） 行政改革推進課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

（４） 広報シティプロモーション課

ア 会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の報酬について、計算誤りによる過払いが１件ありました。

イ 広報ちがさき広告掲載料

茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第８条では、掲載料の納付について、「広告主(広告掲載に係る契約を締結した広告主に限る。以下同じ。)は、掲載を開始する広報ちがさきの発行日(複数回の掲載の場合にあっては、最初の発行日)の３０日前までに掲載料を一括して納付しなければならない。」と規定していますが、期日までに納付されていないものがありました。

（５）デジタル推進課

ア 基幹系システム用保守端末の賃貸借及び保守業務 外５件

１ 基幹系システム用保守端末の賃貸借及び保守業務

２ 基幹系システム用監視サーバ棟の賃貸借及び保守業務

３ 情報基盤整備パソコン(令和元年１１月 ９００台)等の賃貸借及び保守業務の再リース（令和７年４月分）

４ コンビニ交付公開サーバ及び裏書印字システムの機器賃貸借及び保守業務

５ 帳票圧着用メールシーラー賃貸借及び保守業務

６ 課税資料データ化システム用機器賃貸借及び保守業務

茅ヶ崎市契約規則第８２条において準用する同規則第７１条第２項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されています。しかし、当該６件の業務については、再委託の届出が行われていませんでした。

イ 茅ヶ崎市基幹系共有ファイルサーバ機器賃貸借及び保守業務（再リース）（７年度分）

茅ヶ崎市契約規則第２４条第１項では、「落札者は、落札決定の日から７日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印を行い、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されています。

しかし、当該賃貸借契約については、落札決定の日から７日以内に契約を

締結していませんでした。

7　意見・要望

茅ヶ崎市契約規則上、再委託をする際は、再委託届の受領と承諾手続きが必要な旨、規定されています。

再委託の手続きは責任の所在を明確にする上で必要な手続きです。特に個人情報等のセキュリティリスクの高い情報を含む業務については、情報漏えいの防止の観点からも重要なものとなりますので、失念することなく適切に実施していただくようお願いします。